

## 福島県介護保険法施行条例（改正後） 抜粋

(手数料の徴収)

第一条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
<p>八 法第百十五条の三十五第二項の規定に基づく調査を受ける者</p>	<p>介護サービス情報調査手数料</p>	<p>ア 訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護のうちいずれか以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万六千円</u></p> <p>イ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護のうちいずれか以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万六千円</u></p> <p>ウ 訪問看護、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）<u>第百四十条の四十四第一号八に規定する指定療養通所介護（以下単に「指定療養通所介護」という。）及び介護予防訪問看護のうちいずれか以上の介護サービスに係る調査を受ける場合（指定療養通所介護のみに係る調査を受ける場合を除く。）</u> 一回の調査につき<u>二万六千円</u></p> <p>エ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのうちいずれか以上の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万六千円</u></p> <p>オ <u>通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか以上の介護サービスに係る調査を受ける場合</u> 一回の調査につき<u>二万六千円</u></p> <p>カ <u>オに掲げる調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（コに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。）</u> 一回の調査につき<u>二万八千円</u></p> <p>キ <u>通所リハビリテーション、指定療養通所介護及び介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか以上の介護サービスに係る調査を受</u></p>

		<p>ける場合（指定療養通所介護のみに係る調査を受ける場合を除く。）一回の調査につき<u>二万六千円</u></p> <p>ク キに掲げる調査と短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうちいずれか一の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（ツ又はトに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。）一回の調査につき<u>二万八千円</u></p> <p>ケ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか一の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万八千円</u></p> <p>コ ケに掲げる調査と短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のうちいずれか一の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合 一回の調査につき<u>二万八千円</u></p> <p>サ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか一の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万四千円</u></p> <p>シ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか一の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万円</u></p> <p>ス 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のうちいずれか一の介護サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万円</u></p> <p>セ スに掲げる調査と認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか一の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合（オに掲げる調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき<u>二万六千円</u></p> <p>ソ 居宅介護支援に係る調査を受ける場合 一回の調査につき<u>二万四千円</u></p> <p>タ 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介</p>
--	--	---

		<p>護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を受ける場合（カ又はコに掲げる場合における調査を併せて受ける場合を除く。） 一回の調査につき二万八千円</p> <p>チ 介護保健施設サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万八千円</p> <p>ツ チに掲げる調査と短期入所療養介護（介護老人保健施設において提供されるものに限る。）及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において提供されるものに限る。）のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合 一回の調査につき二万八千円</p> <p>テ 介護療養施設サービスに係る調査を受ける場合 一回の調査につき二万八千円</p> <p>ト テに掲げる調査と短期入所療養介護（省令第十四条第二号又は第三号に規定する施設（以下「介護療養型医療施設等」という。）において提供されるものに限る。）及び介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等において提供されるものに限る。）のうちいずれか一以上の介護サービスに係る調査を併せて受ける場合 一回の調査につき二万八千円</p>
九 法第百十五条の三十五第三項の規定に基づく公表をされる者	介護サービス情報公表手数料	法第百十五条の三十五第一項の規定による報告の内容及び八の項アから上までに掲げる調査を受ける場合の当該調査の結果に係る公表 一件につき一万千円

第二条 前条の規定にかかわらず、法第百十五条の三十六第一項の規定により知事の指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）が行う調査事務（同項の規定による調査事務をいう。）に係る手数料又は法第百十五条の四十二第一項の規定により知事の指定を受けた者（以下「指定情報公表センター」という。）が行う情報公表事務（同項の規定による情報公表事務をいう。）に係る手数料は、当該指定調査機関又は当該指定情報公表センターに納付しなければならない。

2 前項の規定により指定調査機関又は指定情報公表センターに納付された手数料は、当該指定調査機関又は当該指定情報公表センターの収入とする。

(手数料の納付方法)

第三条 手数料は、前条第一項の規定により指定調査機関又は指定情報公表センターに納付する場合を除き、福島県収入証紙で納付しなければならない。

2 前条第一項の規定により指定調査機関又は指定情報公表センターに納付する手数料は、当該指定調査機関又は当該指定情報公表センターの定めるところにより納付しなければならない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第四九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第二四号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十年十月十七日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十一年七月十四日から施行する。ただし、第一条の表八の項ク、シ、ス、セ、ツ及トの規定は、平成二十一年八月一日から施行する。